

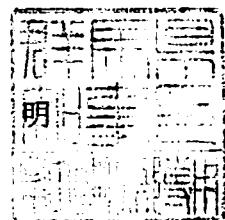
特ダ第 104 - 23 号

平成 20 年 10 月 14 日

国土交通省関東地方整備局長

菊 川 滋 様

群馬県知事 大澤 正



ハッ場ダム建設事業について（照会）

本県の河川行政の推進につきましては、日頃から種々の御配意を賜り感謝いたします。

さて、本県におきましては、ハッ場ダム建設事業に関し、群馬県知事外 1 名を被告とした公金支出差止等請求住民訴訟事件（前橋地裁平成 16 年（行ウ）第 43 号）が提起され、現在前橋地方裁判所で審理中です。

当該訴訟事件の争点は、群馬県知事によるハッ場ダム建設事業に対する負担金の支出等に財務会計法規上の義務違反があるか否かですが、その根拠の一つとして、原告らは、ハッ場ダムのダムサイト地盤の調査や評価等が不適切であるため、ハッ場ダムは施設自体の安全性を欠くと主張しています。

つきましては、別紙記載の坂巻幸雄氏の意見書及び証言に関する主張の要旨について、貴職のご意見を確認させて頂きたく照会します。



## 1 ダムサイト岩盤の脆弱性、危険性について（意見書 2～9 ページ）

### （1）ダムサイトの継続的な調査について

国土交通省は、ダムサイトの調査、検討内容について、今後も継続し実施される地質調査や設計作業による精度向上が図られ、ダムサイトの評価や図面に修正が加えられていくとしているが、これは、いまだにダム岩盤について不明点が残されており、ダム建設を進める過程で設計変更はありうることを暗示しており、現時点での評価が今後変わりうることを国土交通省自体も認めているものである。

### （2）基礎岩盤の評価・岩級区分について

八ヶ場ダムのダムサイト岩盤中には、多くの割れ目が存在し、ダムの安全性や今後の施工上大きな課題となるが、国土交通省は、割れ目の存在をあえて無視または軽視した岩級区分を行っている。

国土交通省が作成したルジオンマップと岩級区分図を比較すると、高ルジオン値の箇所も岩級区分図では C H 級、B 級に評価されている箇所が見つかるが、ルジオン値が大きい箇所は割れ目の存在等を示唆するものであり、このような箇所の岩級区分のランクが低くなるものである。

また、高ルジオン値の分布から低角度の割れ目帯が認められるが、岩級区分図ではこれらに対する考察がほとんどなく、意図的に改ざんしており、このような岩級区分図をもとにした地盤改良計画は信用できない。

なお、良好なダム基盤(岩盤)とは 1 ルジオン以下が望ましいとされており、20 から 30 ルジオン以上の部分では十分な改良は困難であり、基礎には不適当であるといわれている。

### （3）左岸山裾部の C L 級岩盤について

国土交通省は、擾乱帶と呼ばれていた左岸山裾部区間の岩盤強度について、横坑調査の結果から岩級区分を C L 級から C M 級に見直しているが、この見直しには以下のようないくつかの疑問があり、調査も不十分である。

① CM級と CL級での強度試験ではその結果に明瞭な差が現れるとは考えにくい。

②横坑の観察では CM級であったとしても、ボーリング調査では CL級であることはあり得る。

③既往調査から見れば、断層(破碎)帶の要件を十分備えている。

④1本のボーリングデータだけで、擾乱帶のダムサイト直下への延長を否定している。

⑤擾乱帶の西側の断層線については何の解説もせず、ダムサイト岩盤は堅硬としている。

また、ダムサイト左岸側の高透水帶とこれら断層(擾乱帶)との関係をあきらかにすることが極めて重要であるが、なぜかこの点についても触れていない。

#### (4) 右岸上流部の熱水変質帶について

国土交通省は、右岸上流部の熱水変質帶は下流のダムサイト中心部には延びていないと説明しているが、打越造成、JRトンネル、道路建設による調査に伴い、新たな熱水変質部が広く分布することが明らかになっている。このように、ダムサイト両岸に分布する熱水変質帶の分布を見ると、ダムサイトに熱水変質帶が延びてきていると見るべきである。

また、右岸横坑の枝坑での変質帶は坑内 7 m地点で収束するとしているが、これは、枝坑と変質帶の交差部を見ているだけであり、また、枝坑 6 m付近では変質帶が途切れており、ここで、新たな亀裂に乗り換えたと見られることから、変質帶はさらに上方に延長しているとも判断できる。

一般に、水・岩石比が大きい(水の量が多い、すなわち水循環が起きている)ところでは、変質の進行が早くなると言われており、ダムに湛水すれば、水圧により岩盤中の亀裂の地下水は移動し、変質化作用が加速されることになる。すなわち、現時点で未変質とみえている個所においても、やがて変質帶に変化・拡大する可能性があるが、国土交通省は、このような変質帶

### 3 グラウチング技術指針について（意見書 11～12 ページ）

国土交通省は、原告の高ルジョン地帯でのダム建設は不適であるとする主張に対して、旧グラウチング技術指針に基づく判断であるからと退け、新グラウチング技術指針に基づけば、建設可能としているのである。

この新基準は、ダム建設費大幅見直しの時期にあわせて作成された、国土交通省による国土交通省のためのお手盛り基準と言わざるを得ない。

### 4 ダムサイト下流の断層について（意見書 12 ページ）

ダムサイト下流見晴台の南西左岸（その後坂巻氏は、証人尋問において、意見書では南西と記述していたのは、北東の誤りであると訂正している）の河床に見られる断層について、昭和 45 年の資料を除き、どの報告も触れておらず、国土交通省はこの事実を無視している。この断層は、ダムサイト地域の貫入岩帶や小断層の方向が河道方向と並行しており、この断層とも無縁でないと考えられ、この地域の不連続面の形成過程を考える上でこの断層露頭は避けてはならないにもかかわらず、調査されていない。これら擾乱帶・断層を含む割れ目の分布・構造を検討することなく、遮水工法で対応し安全が保障されるとするのは危険である。

(別添参考文書)

- ・意見書「八ッ場ダムサイトの地盤の安定性について」坂巻幸雄
- ・証人調書（平成20年9月5日） 坂巻幸雄
- ・証人尋問で使用したスライド